平成２４年（フ）第９０６号
神戸市須磨区中落合１丁目２番421―301号、従前の住所神戸市長田区四番町２丁目６番地
債務者　橋本　康弘
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４８号
神戸市長田区丸山町３丁目５番19号
債務者　山村　仁美
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５３号
神戸市東灘区向洋町中７丁目２番地の１　５番館402号、従前の住所神戸市東灘区向洋町中５丁目１番地524号棟1006号室
債務者　足立真佐子
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９５８号
神戸市中央区古湊通１丁目２番25―301号
債務者　内田　　満
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７０号
大分市大津町１丁目18番31号　三重野アパート207
債務者　二宮　正利
1　決定年月日時　平成24年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１７３号
北海道苫小牧市新富町１丁目４番16号　ハイツユニオンＢ202
債務者　佐々木達也
1　決定年月日時　平成24年12月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第１５３号
青森県八戸市諏訪３丁目16番11号　メゾンドソレイユＡ201
債務者　白井美優紀
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１５５号
青森県八戸市大字白銀町字雷48番地17
債務者　根反　國弘
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第１６３号
松江市東本町２丁目４番地　松江山忠ビル707、前住所松江市寺町199番地１
債務者　和田久美子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１６９号
松江市浜佐田町512番地　椎の木ビレッジ６―103、前住所福井県敦賀市鋳物師町１番17―２号
債務者　藤川　美鈴
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月12日まで　松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３１７号
青森市合浦２丁目10番５号
債務者　井村　　豊
1　決定年月日時　平成24年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８１号
和歌山市黒田321番地の２　オーティーハイツ黒田105
債務者　前川　彰吾
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８２号
和歌山県海南市下津町小南126番地４　２
債務者　河野美由紀
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３８５号
和歌山県岩出市中迫２番地の34
債務者　辰已日出子
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９１号
和歌山市六十谷1342―183、住民票上の住所和歌山市六十谷698番地の89
債務者　三宅　祐佳
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４０３号
和歌山市福島１番地の８　ルミエール和歌山Ⅱ201
債務者　宮田　陽一
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４１４号
和歌山市和歌浦中１丁目３番14号
債務者　辻　　康博
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係